

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>附則</p> <p>（老齢厚生年金等の額の計算に関する経過措置）</p> <p>第二十条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、厚生年金保険法第四十二条第一項（同法第五十条第一項及び第六十条第一項においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の三の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第十条の四第四項において適用する場合を含む。）及び同法附則第九条の二第二項第二号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</p> | <p>附則</p> <p>（老齢厚生年金等の額の計算に関する経過措置）</p> <p>第二十条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、<u>第六条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二条第一項（第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十条第一項及び第六十条第一項においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項、第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七条の二第六項の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに第五条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。）及び第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号（<u>第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第五条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の四第一項（厚生年金保険法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び</u></u></p> |

一・二 (略)

2・3 (略)

第二十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に従前額改定率を乗じて得た額を、同条に定める額とする。

一・二 (略)

2 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第五十条第一項及び第六十条第一項においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の三の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。）及び同法附則第九条の二第二項第二号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに同法附則第九条の四第一項（同法附

第四項（第五条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに第十九条の規定による改正後の平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第二十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に一・〇三一を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に一・〇三一を乗じて得た額を、同条に定める額とする。

一・二 (略)

則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額が、被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額に從前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をこれらの規定に定める額とする。

3 | 平成十六年度における前二項の從前額改定率は、一・一とする。

4 | 第一項及び第二項の從前額改定率は、毎年度、厚生年金保険法第四十三条の三第一項又は第三項（同法第三十四条第一項に規定する調整期間にあつては、同法第四十三条の五第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

5 | 第一項各号に掲げる額又は第二項に定める額を計算する場合における平均標準報酬月額及び平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。以下「平成十六年改正法」という。）第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二条第一項及び厚生年金保険法附則第十七条の二第一項から第四項までの規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

6 | 第一項第一号に掲げる額を計算する場合における船員保険の被保険

2 | 前項各号に掲げる額を計算する場合における平均標準報酬月額及び平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第一項及び第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七条の二第一項から第四項までの規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

3 | 第一項第一号に掲げる額を計算する場合における船員保険の被保険

者であつた期間の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條第一項並びに厚生年金保険法附則第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

7| 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第三十二條第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」と読み替えるものとする。

8| 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

9| 前条第三項の規定は、第一項の規定により厚生年金保険法による年金たる保険給付の額を計算する場合について準用する。

10| 12| (略)

13| 第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。
14| (略)

者であつた期間の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條第一項並びに第六條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

4| 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第三十二條第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」と読み替えるものとする。

5| 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

6| 前条第三項の規定は、第一項の規定により厚生年金保険法による年金たる保険給付の額を計算する場合について準用する。

7| 9| (略)

10| (略)

附則別表第一

| | |
|--------------------|---------|
| (略) | (略) |
| 平成十二年四月から平成十七年三月まで | 〇・九一七 |
| 平成十七年度以後の各年度に属する月 | 政令で定める率 |

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

附則別表第一

| | |
|-----------|-------|
| (略) | (略) |
| 平成十二年四月以後 | 〇・九一七 |